

### ■ 県債発行による金融支援

チッソは、水俣病の原因企業として、水俣病認定患者に対して、補償金を支払って来ました。

昭和47年(1972)ごろから、水俣病認定申請が増加し始めたのにもない、認定患者も増加し、チッソは補償金の支払いと、石油危機などによる不況のため経営が苦しくなり、昭和52年度(1977)末の決算では、累積赤字が364億円余に上り、同社の経営の現状では、補償金の支払いに支障を生ずる恐れがある事態となっていました。

そこで、これに対処するため、国では昭和53年(1978)6月20日に「水俣病対策について」の閣議了解が行われました。

この閣議了解の中で、チッソに対する金融支援措置として、原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障が生じないように配慮するとともに、あわせて地域の経済・社会の安定に資するために、熊本県が県債を発行して、チッソに貸し付け、補償金の支払いに充てることなどが決定されました。

熊本県は国の要請を受けて、12月に県議会に県債発行のための予算案を提案しました。

県議会においては、慎重に審議された結果、緊急避難的措置として、チッソに不測の事態が生じた場合は国において100%措置すること、水俣病全般に対する県財政への財政援助など、8項目の附帯決議をつけて国の要請を受け入れることになりました。

熊本県では、議決後の12月27日、チッソに対し、33億5,000万円を貸し付けました。

県債の発行によるチッソへの金融支援措置については、過去6回の見直しが行われ、国においては、その都度水俣病に関する関係閣僚会議を開催し、県債の継続発行による金融支援を熊本県に要請しました。熊本県は、県議会の了承を得て県債の発行をそれぞれ3年間延長し、平成11年度(1999)補償金支払分まで行うこととしました。

熊本県は、この認定患者への補償金支払いのための「患者県債」のほか、水俣湾公害防止事業に伴うチッソ負担金の立替のための県債、チッソの設備投資資金のための県債、平成7年の政府解決策に伴う未認定被害者への一時金支払いのための県債、平成12年以降の抜本的金融支援に伴う特別貸付のための県債を発行し融資してきました。平成20年(2008)3月末において、チッソの公的債務総額は、1,544億円(利子含む未償還額)となりました。

### ■ 国費投入による抜本的金融支援

政党及び関係省庁において検討が進められた結果、平成11年(1999)6月9日、水俣病患者への補償等で経営圧迫が続くチッソに対する抜本的な金融支援の政府案が関係者に提示されました。一資料参照

政府は平成12年(2000)2月8日、熊本県の了承、チッソの「再生計画策定」等を受けて、金融支援措置を閣議で了解し、正式に決定しました。一資料参照

支援措置では、①国は、20年続いた熊本県が発行する患者県債による融資を軸とした支援方式を平成12年(2000)度下期以降廃止する、②チッソが経常利益から水俣病患者への補償金を支払ったあと、可能な範囲内で熊本県に貸付金返済を行い、返済が出来ない分を国が一般会計からの補助金と地方財政措置により支払い、肩代わり分は将来、チッソが返済する、③未認定被害者に支払った一時金の財源として国が補助した約270億円の返済を免除することとされました。